

公益委員の機能・役割について、法律上の位置付けがなされている他法の例

○ 労働組合法

労働委員会の権限は、調整的機能と準司法的機能・判定的機能との大別されるが、後者は、中立の立場に立つ公益委員のみがこれを司る。

- ・ 労働組合の資格審査
- ・ 労働組合が法人になろうとするときの証明
- ・ 不当労働行為事件の審査
- ・ 公益事業における争議行為の事前通知義務に違反した争議行為に対する処罰請求
- ・ (常勤の公益委員) 中央労働委員会に係属している事件に関するもののほか、特定独立行政法人職員、国有林野事業職員及び日本郵政公社職員の労働関係の状況その他中央労働委員会の事務を処理するために必要と認める事項の調査

○ 雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律

- ・ 船員に係る雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇に関する事業主の措置で国土交通省令で定めるものについての女性労働者と事業主との間の紛争の調停

○ 小売商業調整特別措置法

- ・ (公益を代表する者及び学識経験者) 一般消費者に対する販売事業に関し、その物品と同種のものを販売する中小小売商と製造業者との間に生じた紛争等の調停

(参考)

○ 労働組合法（昭和二十四年法律第百七十四号）

(公益委員のみで行う権限)

第二十四条 第五条及び第十一条の規定による事件の処理並びに不当労働行為事件の審査等（次条において「審査等」という。）並びに労働関係調整法第四十二条の規定による事件の処理には、労働委員会の公益委員のみが参与する。ただし、使用者委員及び労働者委員は、第二十七条第一項（第二十七条の十七の規定により準用する場合を含む。）の規定により調査（公益委員の求めがあつた場合に限る。）及び審問を行う手続並びに第二十七条の十四第一項（第二十七条の十七の規定により準用する場合を含む。）の規定により和解を勧める手続に参与し、又は第二十七条の七第四項及び第二十七条の十二第二項（第二十七条の十七の規定により準用する場合を含む。）の規定による行為をすることができる。

2 中央労働委員会は、常勤の公益委員に、中央労働委員会に係属している事件に関するもののほか、特定独立行政法人職員、国有林野事業職員及び日本郵政公社職員の労働関係の状況その他中央労働委員会の事務を処理するために必要と認める事項の調査を行わせることができる。

(労働組合として設立されたものの取扱)

第五条 労働組合は、労働委員会に証拠を提出して第二条及び第二項の規定に適合することを立証しなければ、この法律に規定する手続に参与する資格を有せず、且つ、この法律に規定する救済を与えられない。但し、第七条第一号の規定に基く個々の労働者に対する保護を否定する趣旨に解釈されるべきではない。

2 略

(法人である労働組合)

第十一条 この法律の規定に適合する旨の労働委員会の証明を受けた労働組合は、その主たる事務所の所在地において登記することによって法人となる。

2 この法律に規定するもの外、労働組合の登記に関して必要な事項は、政令で定める。
3 労働組合に関して登記すべき事項は、登記した後でなければ第三者に対抗することができない。

(不当労働行為事件の審査の開始)

第二十七条 労働委員会は、使用者が第七条の規定に違反した旨の申立てを受けたときは、遅滞なく調査を行い、必要があると認めたときは、当該申立てが理由があるかどうかについて審問を行わなければならない。この場合において、審問の手続においては、当該使用者及び申立て人に対し、証拠を提出し、証人に反対尋問をする充分な機会が与えられなければならない。

2 略

(証拠調べ、審問廷の秩序維持、救済命令等、和解)

○ 労働関係調整法（昭和二十一年法律第二十五号）

第四十二条 第三十九条の罪は、労働委員会の請求を待つてこれを論ずる。

第三十九条 第三十七条の規定の違反があつた場合においては、その違反行為について責任のある使用者若しくはその団体、労働者の団体又はその他の者若しくはその団体は、これを十万円以下の罰金に処する。

- 2 前項の規定は、そのものが、法人であるときは、理事、取締役、執行役その他法人の業務を執行する役員に、法人でない団体であるときは、代表者その他業務を執行する役員にこれを適用する。
- 3 一個の争議行為に関し科する罰金の総額は、十万円を超えることはできない。
- 4 法人、法人でない使用者又は労働者の組合、争議団等の団体であつて解散したものに、第一項の規定を適用するについては、その団体は、なほ存続するものとみなす。

第三十七条 公益事業に関する事件につき関係当事者が争議行為をするには、その争議行為をしようとする日の少なくとも十日前までに、労働委員会及び厚生労働大臣又は都道府県知事にその旨を通知しなければならない。

2 略

○ 雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律 (昭和四十七年法律第百十三号)

(紛争の解決の促進に関する特例)

第十二条 雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇に関する事業主の措置で厚生労働省令で定めるものについての女性労働者と事業主との間の紛争については、個別労働関係紛争の解決の促進に関する法律（平成十三年法律第百十二号。第十四条第一項において「個別労働関係紛争解決促進法」という。）第四条、第五条及び第十二条から第十九条までの規定は適用せず、次条から第十九条までに定めるところによる。

(調停の委任)

第十四条 都道府県労働局長は、第十二条に規定する紛争（第五条に定める事項についての紛争を除く。）について、当該紛争の当事者（以下「関係当事者」という。）の双方又は一方から調停の申請があつた場合において当該紛争の解決のために必要があると認

めるときは、個別労働関係紛争解決促進法第六条第一項の紛争調整委員会（以下「委員会」という。）に調停を行わせるものとする。

2 略

（船員に関する特例）

第二十七条 船員職業安定法（昭和二十三年法律第百三十号）第六条第一項に規定する船員及び同項に規定する船員になろうとする者に関しては、第四条第一項並びに同条第四項及び第五項（同条第六項、第十条第二項、第二十一条第三項及び第二十三条第三項において準用する場合を含む。）、第十条第一項、第二十一条第二項、第二十三条第二項並びに前三条中「厚生労働大臣」とあるのは「国土交通大臣」と、第四条第四項（同条第六項、第十条第二項、第二十一条第三項及び第二十三条第三項において準用する場合を含む。）中「労働政策審議会」とあるのは「船員中央労働委員会」と、第七条、第十二条、第二十二条及び第二十五条第二項中「厚生労働省令」とあるのは「国土交通省令」と、第八条第三項中「労働基準法（昭和二十二年法律第四十九号）第六十五条第一項若しくは第二項の規定による休業をしたこと」とあるのは「船員法（昭和二十二年法律第百号）第八十七条第一項若しくは第二項の規定によって作業に従事しなかつたこと」と、第十三条第一項、第十四条第一項及び第二十五条第二項中「都道府県労働局長」とあるのは「地方運輸局長（運輸監理部長を含む。）」と、第十四条第一項中「個別労働関係紛争解決促進法第六条第一項の紛争調整委員会（以下「委員会」という。）に調停を行わせる」とあるのは「船員地方労働委員会に調停を委任する」とする。

- 2 前項の規定により読み替えられた第十四条第一項の規定により委任を受けて船員地方労働委員会が行う調停については、第二章第二節の規定は、適用しない。
- 3 前項の調停の事務は、公益委員のうちから当該船員地方労働委員会の会長が指名する三人の委員で構成する合議体で取り扱う。この場合において、当該合議体は、関係当事者からの申立てに基づき必要があると認めるときは、使用者委員及び労働者委員のうちから当該船員地方労働委員会の会長が指名する委員から当該事件につき意見を聞くものとする。

4 略

○ 小売商業調整特別措置法（昭和三十四年法律第百五十五号）

（あつせん又は調停）

第十五条 都道府県知事は、次の各号の一に掲げる紛争につき、その紛争の当事者の双方又は一方からあつせん又は調停の申請があつた場合において、物品の流通秩序の適正を期すため必要があると認めるときは、すみやかに、あつせん又は調停を行うものとする。

- 一 製造業者がその製造に係る物品について行う一般消費者に対する販売事業に関し、その物品と同種のものを販売する中小小売商とその製造業者との間に生じた紛争

- 二 卸売業者がその卸売に係る物品について行う一般消費者に対する販売事業に関し、
その物品と同種のものを販売する中小小売商とその卸売業者との間に生じた紛争
- 三 前二号に掲げるもののほか、中小小売商以外の者の行う一般消費者に対する物品の
販売事業に関し、その者と中小小売商との間に生じた紛争
- 四 小売市場で指定地域内にあるものをその店舗の用に供する小売商の販売事業に関
し、当該小売市場開設者又はこれらの小売商と当該建物の所在する場所の周辺の地域
内の中小小売商との間に生じた紛争

(調停員等)

第十六条 都道府県知事は、前条の調停を調停員に行わせなければならない。

- 2 前項の調停員は、一事件ごとに、三人以上五人以内とし、公益を代表する者及び当該紛争の当事者の事業に関し学識経験のある者のうちから都道府県知事が委嘱する。
- 3 第一項の調停員は、前条の調停を行う場合には、調停案を作成し、これを当事者の双方に示してその受諾を勧告するものとする。

4・5 略